

令和2年7月14日

保険薬局会員各位

(一社)姫路薬剤師会会長 浦上文男

医療保険担当副会長 藤原 昭

「地域支援体制加算の算定要件」について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地域支援体制加算を算定している保険薬局においては、お盆期間中(日程をずらして取得する場合も含む)の開局時間にご留意頂きますようお願い申し上げます。

「地域支援体制加算」の算定要件の判断基準

国民の祝日に関する法律（S23 法律第 178 号）第 3 条に規定する休日並びに

1/2～3、12/29～31 が含まれる週以外の週の開局時間で要件を満たすか否かで判断

昨年、地域支援体制加算を算定しているにもかかわらず、お盆休暇を取得している薬局があると兵庫県薬剤師会（以下、県薬）に情報提供がありました。当該情報が兵庫県薬務課や近畿厚生局に入った場合には、算定要件を満たしていない為、立ち入り検査が行われる可能性があります。

本年は 8 月 10 日(月)が祝日ですが、一般的なお盆休み（8/13～15 など）は祝日・休日には該当しないことを今一度お知らせいたします。充分にご留意いただき対応くださいますようお願い申し上げます。

【そのほかのお知らせ】

近畿厚生局から「施設基準等の届出状況等の報告」の通知が随時郵送されています。内容をご確認いただき、必要書類を近畿厚生局ホームページからダウンロードするか、県薬から届いた書類（FAX）に記入し、7 月 31 日(金)までに近畿厚生局兵庫事業所（県薬を経由される場合には県薬着 7/22（水））に郵送してください。